

インボイス制度導入で変わる 経費精算 & 経理実務への 対応

インボイス制度の 実務への影響

適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」といいます）は、消費税が軽減税率により、単一税率から複数税率へと変化した

ことし10月1日からインボイス制度がスタートしました。本稿では、簡易課税制度を利用しない中小事業者を想定して、インボイスチェックや社内対応のポイントを解説します。

ただ税理士事務所 代表
税理士
武田 紀仁



ことをきっかけに導入されました。適格請求書（以下、「インボイス」といいます）は、売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段として位置付けられています。

このインボイスは、記載事項等が法律で厳密に定められており、

法的な要件を満たした請求書等でなければ、消費税の納税額を計算するうえで「仕入税額控除」が制限されてしまいます。そのため、インボイス制度開始後は、経理実務において、インボイスのチェック業務が新たに生じることになるのです。

インボイスチェックの 基本ポイント

インボイス制度開始後は、①請求書等が法的な記載事項の要件を満たしているかどうかだけでなく、②請求書等に記載された取引先の登録番号が有効な番号かどうかを確認しなければなりません。

(1) 6つの記載事項の確認

まず、受領した請求書等がインボイスの記載事項の要件を満たしているかをチェックします。

請求書等の記載事項について、区分請求書等保存方式による区分記載請求書と、インボイスを比較してみると、**図表1**のような違いがあります。新しく追加が必要になる項目で注目すべきは、①の適格請求書発行事業者（以下、「インボイス事業者」といいます）の氏名または名称および「登録番

号」です。

図表2の①〜⑥の6つの記載事項が正しく記載されていることを確認しましょう。

なお、インボイスの記載事項は法律で定められていますが、様式は法律で定められてはいません。

そのため、請求書、納品書、領収書等の名称を問わず、法的な記載事項の要件を満たした書類がインボイスとなります。

(2) 登録番号の照合

次に、受領した請求書等に記載されているインボイス事業者の登録番号が、有効な番号かどうかを確認します。

登録番号は、国税庁「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」の登録データを利用して照合することができます。その際、「登録されているか」だけでなく、「いつ登録されたか」も確認ポイントです。登録番号は、登録日から有効になるためです。

ただし、登録番号は取引の都度確認する必要はありません。初回取引の場合にチェックを行なうなど、実務上は取引先の規模や関係性、取引の継続性等を考慮してチェックする頻度を判断することになるでしょう。

図表1 請求書等の記載事項の比較

区分記載請求書(2023年9月30日まで)	インボイス(適格請求書)(2023年10月1日から)
① 書類の作成者の氏名または名称	① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
② 課税資産の譲渡等を行なった年月日	② 課税資産の譲渡等を行なった年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産または役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容および軽減対象資産の譲渡等である旨)	③ 課税資産の譲渡等に係る資産または役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容および軽減対象課税資産の譲渡等である旨)
④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額	④ 税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の 税抜価額 または税込価額の 合計額および適用税率
⑤ -	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
⑥ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名または名称	⑥ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名または名称

※適格請求書等保存方式では、区分記載請求書の記載事項に青字部分が追加される。

図表2 インボイスに記載が必要な事項

請求書

⑥ 株式会社〇〇御中 20××年〇月〇日
請求書番号 〇〇〇〇

① △△商事(株)
登録番号 T012345...

11月分 131,200円		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計 120,000円		消費税 11,200円
④ 8%対象 40,000円	消費税 3,200円	⑤
10%対象 80,000円	消費税 8,000円	

③ ※軽減税率対象

① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号

② 取引年月日

③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)および適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

(3) インボイスの要件を満たしていない場合

受領した請求書等がインボイスの要件を満たしていない場合、取引先に差替えを要請する、または経過措置の対象とする等の判断が必要になります。

ここでいう経過措置とは、インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した場合や、免税事業者からの課税仕入等につき、仕入税額相当額に一定の割合(50%、80%)を乗じた金額を仕入税額とみなして控除できる6年間(2023年10月1日から2029年9月30日まで)の措置をいいます。また、前述した6つの記載事項

をすべてチェックするのが最も確実な方法ですが、経過措置期間中は、どこまでチェックを行なうのか、費用対効果の視点から検討することも大切です。

加えて、インボイスチェックをすべて経理担当者が行なうのか、それとも取引部署の担当者が一次チェックを行なうのかなど、社内チェック体制を含めて業務フローを整理しておきたいところです。

ケース別 実務対応のポイントと留意点

ス制度には例外的な取扱いがいくつか存在するため、実務上は判断に迷うケースが多いことも想定されます。

判断に悩む3つの代表例を挙げ、実務対応のポイントと留意点を確認しましょう。

① **公共交通機関の運賃等**

① **公共交通機関の運賃等**

実際の取引においては、事業の性質上、インボイスの交付が困難なものがあります。たとえば、バスや電車等の公共交通機関の運賃、自動販売機による商品の販売等が該当します。

このような一部の取引に限り、インボイスの交付義務が免除されており、インボイスがなくても一定事項を記載した帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます(次ページ図表3)。裏を返せば、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引は限定されており、それ以外の取引

図表3 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引の例

- 公共交通機関等の運賃(税込3万円未満)
- 自動販売機やコインロッカー等の料金(税込3万円未満)
- ポストに差し出された手紙等の郵送料
- 入場券等で使用の際に回収されるもの
- 古物営業、質屋または宅地建物取引業を営む事業者が、一般消費者等のインボイス事業者でない者から古物や質物、建物を購入等する取引
- インボイス発行事業者でない者から再生資源および再生部品を購入する取引
- 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当

の多くはインボイスの保存が不可欠だということです。

インボイスが不要になる取引はどのような取引か、あらかじめ整理を行ない、社内周知を図っておくとよいでしょう。

② 従業員の出張旅費等

従業員の出張等に伴う経費は、実際にかかった金額を領収書等に基づいて精算(実額精算)するのが原則ですが、「旅費規程」により一定の基準に従い支給することと認められます。

また、社員の通勤に要する費用を通勤手当として支給している会

社も多いでしょう。

このような旅費規程に基づく出張旅費等や通勤手当に関して「通常必要と認められる部分」については、インボイスがなくても、一定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる特例が用意されています。

このような例外的な取扱いが認められているのは、出張旅費等や通勤手当は従業員等に対して支払うものであり、従業員等からインボイスの交付を受けることができないためです。

この場合、帳簿に通常必要な記載事項(日付、金額、相手方、内容)に加えて、当該特例を利用している旨(たとえば「旅費規程による出張費特例」や「通勤手当特例」など)を記載する必要があります。

なお、そもそも出張旅費等や通勤手当を支給するためには、事前に旅費規程や就業規則で支給基準や精算方法を定めておく必要があります。また、出張旅費等と通勤手当は、所得税法上の非課税ルールとの関係において取扱いが若干異なります。

インボイス制度という消費税の論点に目が行きがちですが、実

務対応のうえでは社内ルールの整備や見直しについても留意するようにしなす。

他方、出張旅費等に関して、旅費規程によらず実額精算する場合は、後述する立替払いを行なっているものとして取り扱います。

(2) 必要経費を立替払いする場合

発注や外注を行なうにあたり、必要な経費を発注先(売り手)が立替払いする場合があります。例として、次のような状況を考えたいましよう。

- A 発注元⇨買い手(立替えを受ける者)
- B 発注先⇨売り手(立替払いをする者)
- C 経費等の支払先

立替払いがある場合、A(買い手)はB(売り手)から立替払いに係るインボイスを受け取る必要がありますが、実務上は、そのインボイスの「宛名」が問題になります。原則として、B(売り手)がA(買い手)を宛名としたインボイスをC(支払先)から発行してもらわなければ、A(買い手)において仕入税額控除が認められません。なぜなら、インボイスの記載事項の要件を満たさないため

です。

インボイスの宛名がB(売り手)の場合、A(買い手)において仕入税額控除の適用を受けるためには、A(買い手)はB(売り手)に対して、B(売り手)が立替払いの際にC(支払先)から受領したインボイスに加えて「立替金精算書」の提出も要請し、これにより当該インボイスがA(買い手)に帰属することを明らかにする必要があります。

従業員等が出張旅費等の経費を立替払いしている場合も同様です。本来は、従業員側で会社宛での領収書等を交付してもらうのが望ましいですが、実際は立替払いした個人宛での領収書等の提出が多いことが想定されます。

その場合の経理担当者の業務フローは、従業員等から当該個人宛での領収書等に加えて、立替金精算書を提出してもらうことが基本になります。

また、立替経費精算書のフォーマットの見直しも検討するとよいでしょう。前述した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる取引については、売り手や従業員等から立替払いに係るインボイスの提出自体は不要ですが、実務上は

図表4 仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書の作成者の氏名または名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名または名称および登録番号
- ③ 課税仕入れを行なった年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産または役務の内容(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容および軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨)
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額および適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

図表5 実務対応のポイント

- インボイスチェックの体制やチェック項目の社内周知
- インボイスの要件を満たさない場合の対応方法の整理
- インボイスが不要になる取引の確認
- 旅費規程や就業規則等の整備
- 立替経費の申請フォーマットの見直し
- 仕入明細書等に記載する登録番号の事前収集および管理

さらに、仕入明細書等は、売り手の確認を受けたものに限られま
す。この確認については、トラブ
ル防止の観点から、口頭ではなく
メール等で確認した履歴を残して
おくとういでしょう。

毎回確認をとることが難しい場
合には、「送付後一定期間内に誤
りのある旨の連絡がない場合には
記載内容のとおり確認があったも
のとする」といった自動承認の文
言を仕入明細書等に記載して売り

また、前述した経過措置のほ
か、基準期間における課税売上高
が1億円以下等の要件を満たした
中小事業者には「少額特例」と呼
ばれる6年間の経過措置が設けら
れるなど、インボイス制度にはさ
まざまな特例や経過措置が用意さ
れています。

このような経過措置等の整理を
行ないながら、経過措置等の終了
後の将来を見越して、社内ルール
や業務フローを検討していく視点
も大切だといえるでしょう。

帳簿への記載事項の管理が必要に
なるためです。

立替金精算書に取引相手・取引
年月日・内容・金額等の記載欄を
設ける、または、インボイスが必
要な取引については、受け取った
インボイスを経理担当者に提出す
る前に、従業員等がチェックを行
なうよう周知を徹底する等、事前
準備が大切です。

なお、この買い手が負担すべき
仕入れや経費を売り手が立て替え
たものとせず、立替え分は売り手
の売上金額の算定根拠の一部に過
ぎないと整理すれば、そもそも立
替経費精算書は必要ないことにな
ります。

どのような方法を採用するか、
あらかじめ取引相手とコミュニケ

ーションを重ねて整理しておくこ
とも重要です。

**(3) 買い手が仕入明細書を作成
する場合**

売り手が請求書等を発行し、そ
れに基づいて買い手が代金を支払
うというのが、一般的な商取引の
流れです。しかし、買い手が販売
数量に応じて買取りを行なう小売
店等の業態や、著作権使用料の計
算を支払者側で行なうような業態
等では、買い手が取引内容に基づ
いて作成した「仕入明細書」を売
り手側が確認し、支払いを受ける
こともあります。

また、取引相手(売り手)の経
理事務処理能力に問題があり、正
しいインボイスを受領できない可
能性がある場合は、買い手が「支

払明細書」を作成して売り手に確
認してもらおうという業務フローも
考えられます。

このようなケースでは、買い手
が作成する仕入明細書や支払明細
書も、インボイスの「代替」とし
て取り扱うことができます。もち
ろん、仕入明細書等はインボイス
の記載事項の要件を満たす必要が
あります(図表4)。

留意すべきは、仕入明細書等に
記載する登録番号は、仕入明細書
等を発行する買い手の登録番号で
はなく、売り手の登録番号である
点です。そのため、仕入明細書等
の発行側は、事前に取引相手の登
録番号を収集・管理し、それぞれ
の仕入明細書等に正しく反映させ
る等の対応が必要です。

手に送信することで確認を受けた
ものとすることができます。

＊ ＊ ＊

このように、インボイス制度の
実務対応においては、いかに業務
フローの構築や社内ルールの見直
しと結びつけていくかが鍵となり
ます(図表5)。

インボイス制度は、社員から取
引先まで関係する範囲が広い制度
です。インボイス制度という消費
税の論点にばかり目が行きがち
ですが、インボイス制度に対する
正しい知識を社内周知するだけ
なく、社内の協働体制の構築や取
引相手との円滑なコミュニケーションの確保という視点も重要にな
るのです。

ただ、のりと、千葉大学卒業後、事業会社のマネジメントに従事した後、東京都内の税理
士法人等を経て独立。主にクリエイティブ・文化芸術領域の税務会計アドバイザーに従事。